

2026\_01\_19

# スタートアップ・インテグリティ

1. スタートアップ・インテグリティとは？
2. スタートアップ・ガイドラインの概要
3. スタートアップ・インテグリティ・プラン
4. インテグリティ確保のための学内体制・手続き
5. レピュテーションリスクの評価
6. JSTスタートアップ・エコシステム共創プログラム

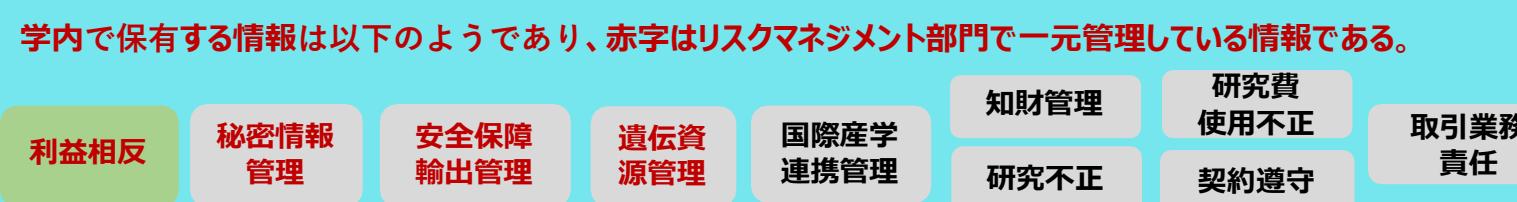
東海国立大学機構\_名古屋大学 学術研究・産学官連携統括本部

リスクマネジメント統括室 宮林 毅

# 1. 1 研究インテグリティをどう捉えるか？

## ■ 研究インテグリティの捉え方

- ・対象範囲は、名古屋大学のリスクマップから、当面は下記の10項目を対象とする。
- ・研究インテグリティは規範であり、外部の脅威から研究コミュニティ守る行為が研究セキュリティ

考え方	研究インテグリティ確保のために、組織として対応できる仕組みを構築し、教員等が行う外部との取引に関する情報と、これに関する全学の事務部門が保有する情報を収集し一元管理し、様々な切り口から全体を俯瞰して、適切なマネジメントを実施する。							
対象範囲	学内で保有する情報は以下のようであり、赤字はリスクマネジメント部門で一元管理している情報である。  							
側面	研究インテグリティ 研究者自身が外部との取引を透明化				研究セキュリティ 外部の脅威から研究コミュニティを守る			

ここで言う、スタートアップ・インテグリティは、ユニバーシティインテグリティと研究インテグリティ・研究セキュリティ、そしてビジネスインテグリティの側面を併せ持つものである。

### インテグリティ

ユニバーシティインテグリティ

研究インテグリティ  
・研究セキュリティ

ビジネスインテグリティ

スタートアップ・インテグリティ

コンプライアンス : ルールに従った行動で、他律的な行動規範

インテグリティ : 自身の考えにもとづいた行動で、自律的な行動規範

# 1.3 スタートアップ・インテグリティの対象は？

大学に軸足を置く教職員や学生が、外部との取引を実施する場合に必要とされる手続き・対応を、関連管理部門と協力して、スタートアップインテグリティのガイドラインにまとめる方向で検討している。

## スタートアップ・インテグリティ

法令遵守

学内規定・就業規則

社会的風潮  
(時流・潮流)

安全保障輸出管理 ・ 遺伝資源管理

秘密情報管理

リスクマネジメント  
項目

国際産学連携管理

知財管理 ・ 契約遵守 ・ 取引業務責任

研究費不正使用 ・ 研究不正 ・ (研究倫理)

利益相反管理

## 2.1 リスクマネジメントの側面から見た取引事例

### 大学の教員・組織の立場から見た、取引事例に係る確認項目

- 確認項目の例(利益相反管理、安全保障輸出管理、秘密情報管理、遺伝資源管理、知財管理等)

#### 1. 教員等の役割

(人)

- ①職歴
- ②研究経歴（論文、受賞歴）
- ③兼業・兼職等（学会や産業界の協会等のメンバーも含む）で所属する  
外部機関・役職

#### 2. 物品購入（提供）・業務委託（提供） (物)

- ①外部機関への物品・設備・システム等購入及び役務発注がある。
- ②優遇措置を受けて物品及び建物・スペースの提供を受ける、  
借用する、または役務提供を受ける。
- ③優遇措置を与えて物品及び建物・スペースの提供をする、  
貸与する、または役務提供をする。

#### 3. 外部機関からのお金の流れ（個人として） (金)

- ①外部機関の公開株式を保有
- ②外部機関の未公開株（外部機関）の取得
- ③外部機関からのロイヤルティ収入
- ④外部機関から受ける個人的収入[兼業報酬、株式の売却等]がある。

#### 4. 連携関係、研究活動

(連携)

- ①外部機関の共同研究、受託研究（治験も含む）に参加
- ②特許等の知財の出願、外部機関への技術移転（譲渡、ライセンス等）
- ③外部機関との寄附金の供与、授受
- ④外部機関の学術コンサルティング
- ⑤外部機関との学術協定やMOU
- ⑥外部機関へのノウハウの移転
- ⑦外部機関への出張
- ⑧外部機関から（留）学生や（外国人）研究者の受入れ
- ⑨外部機関から研究助成金の受入れ
- ⑩外部機関から研究費の受入れ
- ⑪外部機関との成果物の授受（MTA等）
- ⑫外部機関との共同研究前の技術打合せ
- ⑬外部機関による受託事業（コンソーシアムを含む）
- ⑭論文発表
- ⑮学会発表

#### 5. 組織の利益相反

(組織連携)

- ①役員及び部局長の利害関係、連携関係
- ②教員の役職（決裁権）リスト
- ③大学による外部機関への投資（将来的）
- ④大学による敷地・建物・設備の外部機関への提供、授受
- ⑤大型の外部機関との連携活動等

## 2.2 成長ステージの側面から見た スタートアップの成長ステージごとの大学の関りとリスクとなる項目

- ① 創業からレーターへ向け大学の関りは少なくなる。
- ② 創業期はインテグリティ確保に留意しなければいけない事例が多い。
- ③ 特に研究活動の側面で事例が多い。
- ④ 資金調達面では大学との関わりが続く
- ⑤ 大学の関りが少なくなると、大学関係者には見えていない新たなリスクが顕在化する。



②創業期に集中

③研究活動の  
関与大きい

④資金調達の  
関与が大きい

	創業	シード	アーリー	ミドル	レーター
	②創業期に集中	①大学との関わり			
経営体制	役員兼業	立場切分	役割分担	支援人材確保	組織拡大
	大学との関わり：大	大学との関わり：大	大学との関わり：中	大学との関わり：小	大学との関わり：小
	技術移転	共同研究	学生の参加	知財の帰属	他機関と連携
研究活動	大学との関わり：大	大学との関わり：大	大学との関わり：中	大学との関わり：小	大学との関わり：小
	拠点・設備	技術検証	試作	生産体制構築	サプライチェーンの整備
事業活動	大学との関わり：大	大学との関わり：中	大学との関わり：中	大学との関わり：小	大学との関わり：小
	持ち株比率	シードレベル	アーリーレベル	ミドルレベル	レーターレベル
資金調達	大学との関わり：大	大学との関わり：大	大学との関わり：大	大学との関わり：中	大学との関わり：小

注意：スタートアップの創業前、終了時に技術流出の注意が必要である。

## 2.3 大学の事務手続きの側面から見た スタートアップ・ガイドラインとして 検討すべき事例（編集中）

### 事務手続（本部・部局）と取引内容

### ガイドラインとして検討すべき事例のタイトルの一例

区分	項目	事例
本部	人事・総務	兼業（役員兼業）
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・兼業で、スタートアップの代表取締役、取締役になるケース</li> <li>・兼業で、スタートアップの株主になるケース</li> </ul>
		兼業（一般兼業・ クロスアポイントメント・出向）
本部	産学連携	共同研究・受託研究
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員Xが代表取締役、もしくは取締役に就任しているスタートアップと大学が共同研究を行うケース</li> </ul>
		学術コンサルティング
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・スタートアップの兼業と学術コンサルティングの両方に携わるケース</li> </ul>
		寄付・寄付講座
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・スタートアップからの寄付による研究を実施するケース</li> <li>・スタートアップによる寄付講座を設置するケース</li> <li>・部局長等が利害関係をもつスタートアップの寄付講座を設置するケース</li> </ul>
		研究情報・技術データの提供
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・機微技術等（安全保障輸出管理、研究インテグリティ・セキュリティ）に関わるケース</li> </ul>
		知財技術移転 (特許・著作物・成果有体物)
部局	学生の対応	学生の関与
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・学生発スタートアップへ指導教員（主査）が関与するケース</li> <li>・教職員発スタートアップへの研究室の学生が関与するケース</li> <li>・スタートアップからの社会人学生の受け入れのケース</li> </ul>
本部・部局	取引	物品購入や役務供給等の取引
本部・部局	施設利用	学内の場所・設備・機器利用
部局	成果公表	成果の公表（宣伝・PR）
本部	公的事業	公的資金への関与

ガイドラインは、スタートアップを志す教職員・学生、そして創業後にも参考頂けるような内容としたい。

以下に、一例を示す。

2-1 役員兼業

事例①：大学の教職員がスタートアップの取締役になるケース  
大学の教職員Xがスタートアップの取締役となっている。



ケース名  
ケース説明文

ケース図解

留意点

指針

留意点：利益相反・責務相反（エフォート管理、教育・研究の責任等との相反）、不当にスタートアップ等にとって有利となる大学との取引（その外観）のおそれ。

指針：

- 1 スタートアップでの活動は、兼業申請書に記載の内容、時間数（岐阜大学は、1週間の合計が6時間以内、名古屋大学は20時間以内。詳細は、[\[外部リンク\]](#)を参照してください。）をもとに活動内容の度数の兼業申請を行う。
- 2 大学の研究とスタートアップの活動を区別するようとする。
- 3 大学発スタートアップの運営に参画する場合は、[\[外部リンク\]](#)を呈されたときに説明で示す。
- 4 大学とスタートアップとの連携（共同受託研究・産学連携（共同受託研究・産学連携・産業連..）

案作成中

## 2.5 スタートアップの成長ステージの側面から見た 注意が必要な事例

スタートアップ成長ステージの側面から見た取引項目別の事例の一例を示す  
(皆様のご意見を頂きガイドラインには盛り込む事例と留意点を掲載する予定)

区分	項目	追加案の参考情報	判定	マネジメント例	
本部	人事・総務	兼業	大学研究者が自身の研究成果を活用してスタートアップを立ち上げ取締役に就任した。大学研究者は、大学の立場ではなく、ベンチャーの立場で、独自の研究活動を実施することを考えている。この取引で問題となる点はあるか？相談をうけた。	△	..... 創業
本部	人事・総務	兼業	大学教員は、研究室の元外国人研究者が外国の大学に就職した。大学教員は、元外国人研究者の紹介で当該外国大学に客員教員（兼業）の形で関与当該外国大学において研究室を有し、学生指導等の教育活動を行っている。この大学教員は、日本において、自身が出資、役員となり、大学発ベンチャーを立ち上げたが、外国側でも元外国人研究者が出資した別の大学発のベンチャー（大学教員の兼業なし、資本関係なし）が設立された。その際に、個人間契約の形式で外国側の大学発スタートアップに出資する予定である。この取引で問題となる点はあるか？相談をうけた。	△	..... 創業
本部	人事・総務	兼業	大学教員から学内発スタートアップ設立・認定の申請が提出された際、代表取締役就任予定者として教員が研究室で雇用しているアルバイト事務補佐員の名前が記載されていた。（教員は、設立後に代表権の無い取締役に就任予定）	△	..... 創業
本部・部局	総務・法務・医学部	研究活動	海外（特定国）に本社を置く医療機器製造会社は、医師の診断を支援するAIツールを開発しており、その精度向上のために世界各国の病院から医療データ（診療記録）を収集している。大学に対して医療データ提供依頼があった。大学としては、データの性質が個人情報保護法上の「要配慮個人情報」に該当することから、国内法令への適合性を慎重に検討する必要があった。さらに、医療データが海外に移転されることとなるため、特定国の個人情報保護法制や、同国における医療データの二次利用・商用利用の制度的枠組みも不明確であり、大学としての公益性や倫理性の観点からも対応が求められた。また、提供の対価性が明示されたことで、当該行為が「研究目的」ではなく「商取引」とみなされる可能性もあり、学内倫理審査の対象範囲や、研究機関としての立場との整合性に関する懸念が生じた。さらに、特定国が日本と十分な個人情報保護水準の「相互認証」を有していない場合には、国外移転に関する本人同意取得や契約上の追加措置が必要となることも予見された。案件を進めてい以下の相談を受けた。	△	..... 外部機関との取引
本部	研究支援課	研究活動	大学では、防衛装備庁の安全保障技術研究推進制度への応募は、審査制度を設けているとしている機関が多い、今年になって新たに本制度の中に「補助金枠」が設けられ、大学研究者が申し込みしやすい公募が始まった。いくつかの大学は補助金枠については応募を認める判断に至っているが、いくら基礎研究と言っても資金提供機関が防衛省だということを考えると、将来、防衛装備品に使用される懸念も払しょくできない。	△	..... 外部機関との取引
部局	研究支援課	研究活動	スタートアップを立ち上げた研究者が、大学の立場で獲得している研究費をスタートアップへ業務委託を行う形で投入することの非と業務委託の条件（金額）の妥当性の判断	△	..... 創業

### 3.1 スタートアップ・インテグリティプラン (SIP)の作製

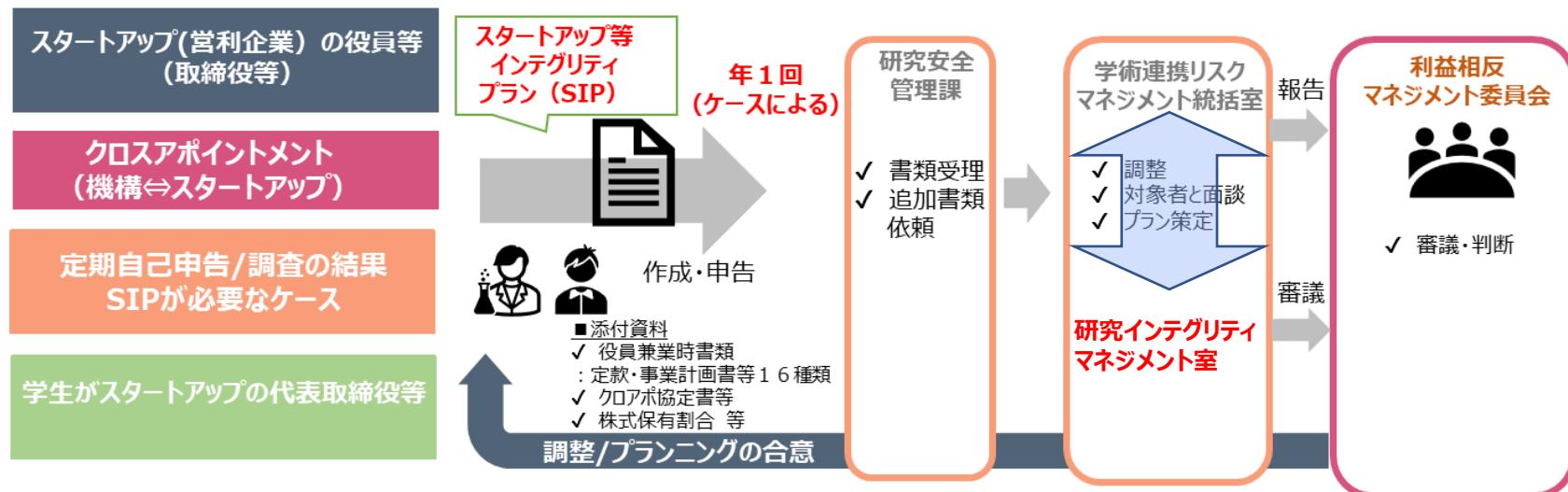
■ 対象者： 以下の条件を満たす教職員・学生であり、SIPの提出は特定者のみとする。

- ① 教職員が、スタートアップにあたる営利企業の役員兼業申請（代表取締役、取締役、執行役、業務を執行する社員、理事、支配人、発起人及び清算人）を新規で実施する又は更新する場合：役員兼業許可申請時（新規・更新）
- ② 教職員が、①以外の場合で、大学の研究成果を活用したスタートアップにあたる特定非営利活動法人（NPO法人）、一般社団法人等の代表、理事、監事（役員）に新規で就任し、または、就任している場合：新規就任時、任期更新時
- ③ 教職員が、クロスアポイントメントで、大学からスタートアップに派遣される場合、またはスタートアップから大学へ派遣される場合：クロスアポイントメント協定書締結時（新規・更新）
- ④ 利益相反マネジメント定期自己申告または調査（ヒアリング・実務者調査）等の結果、利益相反マネジメント委員会においてSIPが必要であると判断した場合
- ⑤ 学生がスタートアップに参画する場合で、SIPが必要であると判断された場合

■ 時期：年1回（SIPに変更が生じた場合はその都度）

■ 管轄：学術連携リスクマネジメント統括室/研究安全管理課

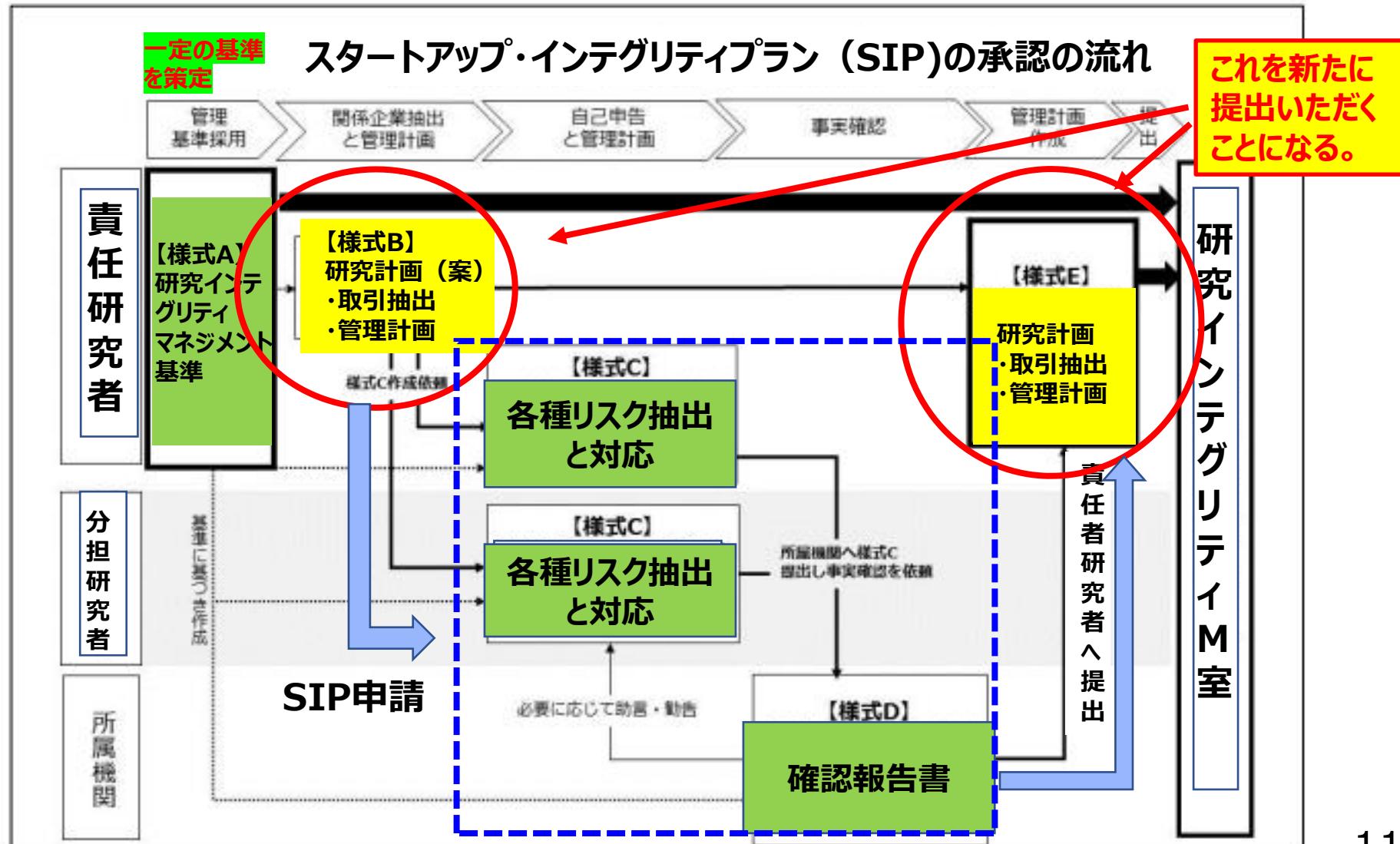
#### SIPの提出・審査の流れ



### 3.2 スタートアップ・インテグリティプラン (SIP)の申請・審査経路

米国AAUからの研究インテグリティに係る提言のTech.cont.plan、懸念案件についての対応にもなる

【様式A】【様式C】【様式D】はリスクマネジメント統括室、【様式B】【様式E】は研究責任者が作成する。



### 3.3 スタートアップ・インテグリティプラン (SIP)の帳票の例

#### スタートアップ・インテグリティプラン (米国Tech.cont.planの側面も併せ持つ)】

スタートアップ名称	
-----------	--

【テクノロジー管理計画等の申告】			【インテグリティプラン (管理計画)】	備考
	質問欄	回答欄		
人	1 研究責任者ですか？	あり 【PIとしての権限】	<p>(1) 機構との研究契約（産学連携講座、再委託も含む）、物品・役務等の購入等の契約を、大学の教員が代表して実施する。</p> <p>(2) 兼業時間数は他の兼業と合わせて学内規程の範囲内に止め、兼業申請書に記載の活動の範囲内にとどめ、大きな変更があれば再度の申請をする。</p> <p>(3) 機構の研究、内容、場所、時間、資金面で確認を十分に行い、社会等から疑問を呈されたときに説明できるようにする。</p>	
	3 主たる指導教員である学生が共同研究等の関連活動へ参画することについて、関与・指示等がありますか？	なし		
	4 研究員の機構への受入れ（出向・クロスアポイントメント・共同研究での派遣・その他）がありますか？	あり 【共同研究で派遣】	<p>(1) 共同研究契約で、研究員を派遣される場合、研究料の支払がある。</p> <p>(2) 研究員による大学の施設、設備の利用は、当該対象の研究テーマ・目的に限られ、契約等により認められた範囲に限り、その範囲を逸脱しない。</p> <p>(3) 大学の教員が研究員と関与する際は、基本的に大学の立場とし、大学の秘密情報の流出に留意し、情報のコンタミネーションを起こさない。</p>	
	5 機構から絵画機関への人の派遣（出向・クロスアポイントメント・共同研究での派遣・その他）がありますか？	なし		
モノ	6 海外からのから自らの研究室への社会人学生の受入れがありますか？	なし		
	7 機構の教員等として、有償での物品・設備・システムの購入または役務等の委託等をおこなうことがありますか？	あり 【有償の物品購入】	<p>(1) 競争入札手続きや相見積もりが可能な種類の取引では相見積もりを取得し、不可能な場合でも「利益相反選定理由書」（利益相反マネジメント委員会作成）する。</p> <p>(2) 仕様策定委員または機種選定委員として、スタートアップとの取引に関与しない。</p> <p>(3) 150万未満の取引でも教員発注とせず、事務局発注とする。</p>	

以下続く. . . EXCEL様式の全27問 (プルダウン回答) 回答内容で、インテグリティプランのテンプレート (ガイドラインに連動) が自動的選択される。申告者と管理者との調整によって **プラン (管理計画)** を合意。

スタートアップ・インテグリティのガイドラインを参考に、以下のステップで学内ルール、様式、手続きを整備する。

振り返り

### STEP 1：現状把握

現在の大学体制で既に存在する「規定・情報・手続き」を棚卸しし、スタートアップ・インテグリティ確保のために追加すべき領域・範囲を特定する。

### STEP 2：リスクカテゴリ・基準の定義（リスク体系化）

スタートアップ・インテグリティ確保のために既存リスク、新リスクを抽出する。

委員会設置

### STEP 3：スタートアップ・インテグリティ委員会の新設の検討

研究インテグリティ委員会とは「別軸」で、スタートアップ固有の論点に特化。

S  
I  
P  
の  
運  
用

### STEP 4：包括的に把握する統括部署の設置

各担当（人事／産学連携／輸出管理／知財／財務）で保有する情報を「集約」する。

### STEP 5：Startup Integrity Plan (SIP) 導入

スタートアップに関する教職員・学生のための「自己申告」のフローを作成する。

### STEP 6：全学ルール・様式・手続きの整備（制度化）

手続き・規定群を、スタートアップ・インテグリティの指針に合わせて拡張・新設。

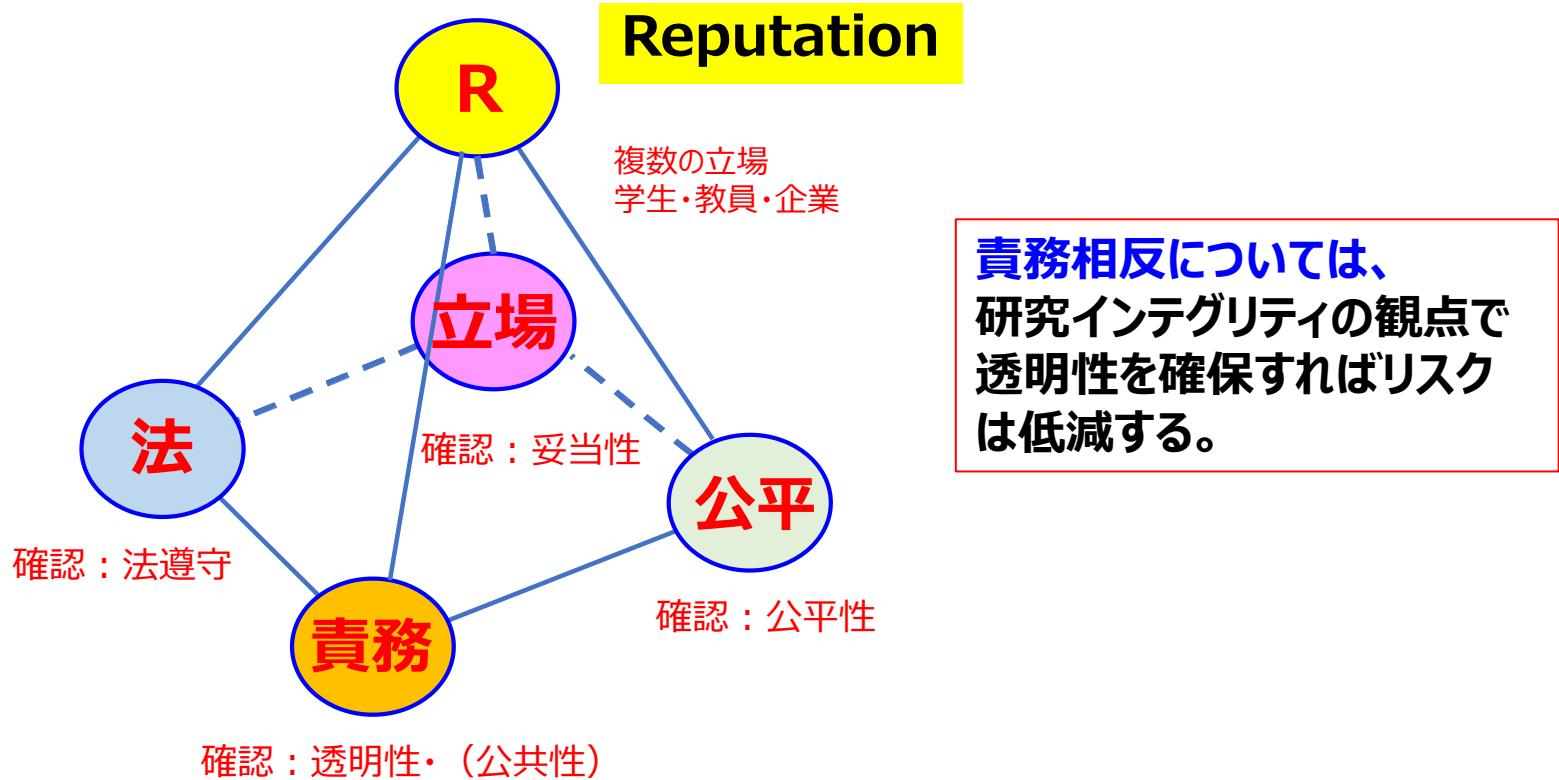
## 4.2 既存の学内手続きとSIP申請の位置づけ

### 名古屋大学の事例

	実施事項	時期等	管轄	対象者	詳細
1	利益相反マネジメント定期自己申告（※5）	年1回以上 (新たな利害関係が生じた場合は、その時点)	学術連携リスクマネジメント統括室 /研究安全管理課	役員、教職員（研究員を含む。）	3月3日
2	兼業許可申請及び許可	役員兼業 役員へ新規就任時・更新時	部局事務/人事労務課	営利企業の役員（取締役、執行役、会計参与、監査役、業務を執行する社員、理事、発起人等）となる教員（研究員を含む。）（※6）	3月4日
		一般兼業 アドバイザー等へ新規就任時・更新時		営利企業の役員兼業以外のアドバイザー、コンサルタント等となる教職員（※6）	
3	役員兼業における利益相反手続き（※5）	役員への新規就任時	SIPの学内手続き	役員兼業（新規・継続）を申請する教職員	3月5日
4	(SIP) の作成、承認（※5）	年1回以上	学術連携リスクマネジメント統括室 /研究安全管理課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スタートアップの役員として兼業許可を申請する教職員</li> <li>・上記以外で、スタートアップにあたる特定非営利活動法人、一般社団法人等の代表、理事、監事に就任する教職員</li> <li>・スタートアップに関連するクロスアポイントメント制度を適用される教職員等</li> </ul>	3月6日
5	知的財産権等の保護	発明の創出時、技術移転時	学術研究・産学官連携統括本部	発明の創出、技術移転行為を実施する教職員	3月7日
6	秘密情報管理	共同研究での秘密情報の取得時	学術連携リスクマネジメント統括室	企業等の秘密情報を取得する教職員・学生	3月8日
7	安全保障輸出管理	貨物の輸出、技術の提供前	学術研究・産学官連携統括本部 知財技術移転部門	貨物の輸出、技術の提供を行なう教職員・学生	3月9日
	研究インテグリティ・セキュリティ	海外との連携活動の実施前等		海外との連携活動を実施する教職員、学生、大学組織等。	
9	学生の参画における学内手続き	スタートアップへの学生の参画時	学術連携リスクマネジメント統括室 /研究安全管理課	<p>以下のいずれかにあたる教職員及び学生</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学生がスタートアップにおいて教職員の利害関係あり</li> <li>・学生の教職員がスタートアップへ参画</li> <li>・学生がスタートアップの代表者であって、ベンチャー称号申請を実施</li> </ul>	3月11日
10	その他	倫理規程、研究公正、バイオリソースの利用（ABS）、医学系研究での倫理審査他、法令、学内規程の遵守が必要となる。			3月12日

## 5.1 スタートアップを志す研究者・組織が取引を実施する場合

レビューションリスクは、主として法・責務・公平・立場の切り口で評価される。



【研究者・組織が守るべき具体的な基準】

法規制・規則、責務相反（教育・研究・社会実装における）、公平性、および教職員等の立場の側面から、確認項目・基準を別途記載する。

## 5.2 想定されるレビューションリスクの見積もり方

### ◇ 透明化を求める項目

例) エフォート、研究関与度合、決裁権、適正価格、無契約、寄付金取得事由、株式の取得事由、技術流出の可能性、治験内容、技術移転、外部機関への連携形態等

### ◇ 参照基準

例) 各種法令規程、契約書条件、報酬、届け出の有無、選定理由書等

### ◇ 懸念点

例) 報酬、株、金の流れ、研究成果の帰属、料金、価格、秘密情報管理、輸出管理

### ◇ 取引きの確認点（機構に影響がある取引の一例を示す）

1. 取引の法遵守（刑法：横領、詐欺、収賄・贈賄、背任、外為法：不競法：）
2. 取引の公平性確保（広告宣伝、調達、便宜）：利益相反、輸出管理
3. 取引の妥当性確保（経営者、研究者、学生の立場）：利益相反、輸出管理
4. 取引の責務相反確認（資金還流、教育、研究）：利益相反、コンプライアンス
5. 軍関連機関およびその出身者へ技術提供を行う取引：輸出管理、利益相反
6. 反社系団体への技術提供を行う取引：利益相反、コンプライアンス

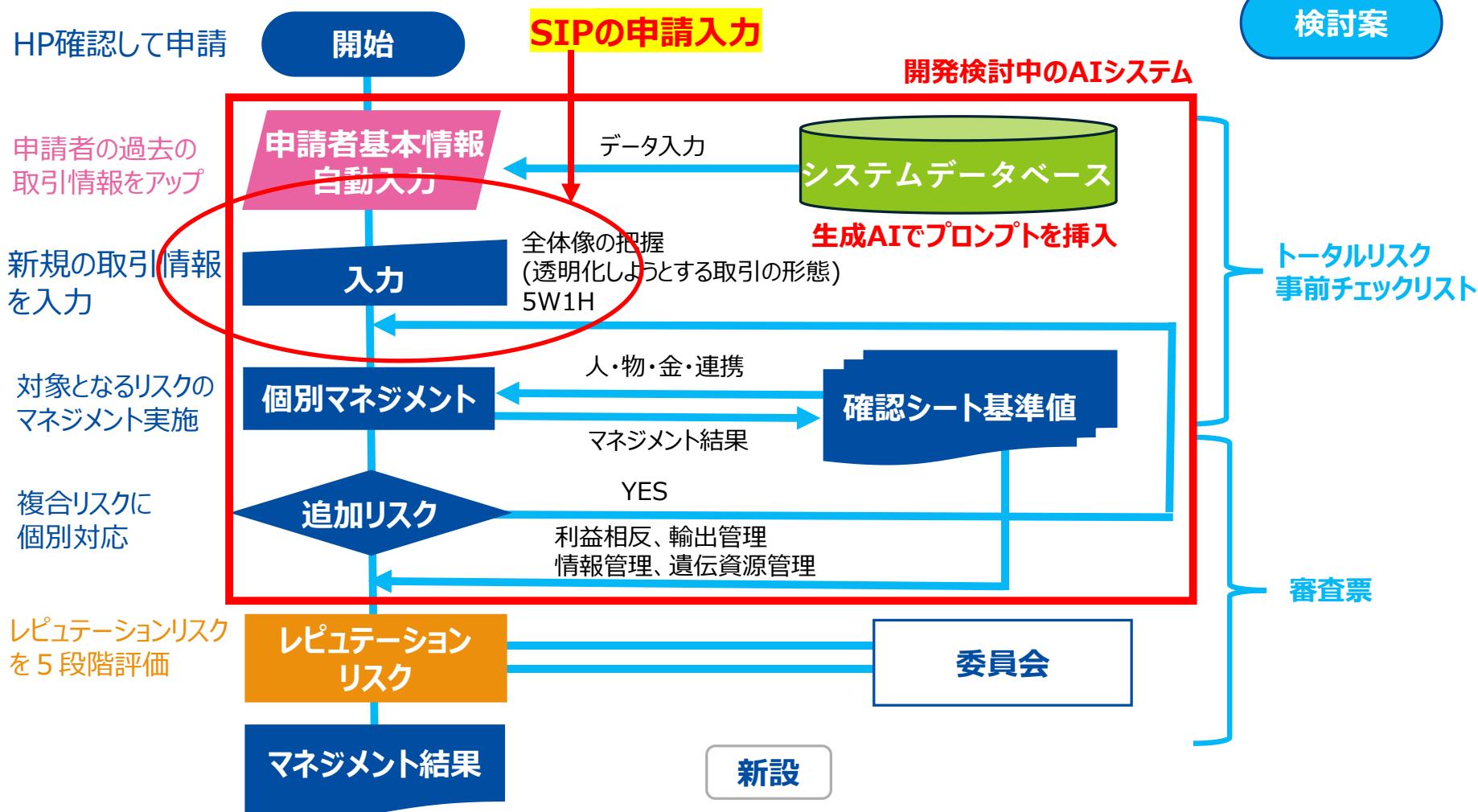
などの項目について、懸念項目を明記して、内外からのコメントや判断根拠を記載する

### ◇ 判断のしかた（機構のレビューションリスクに影響がないかの判断）

レビューションリスクを上記項目ごとにのレベル5段階とし、各項目のレベルの合算の平均値が3以上の場合、もしくはひとつ以上の項目においてレベル4以上が存在する場合は、審議対象とする。  
審議対象となれば運営会議等で審議を行う。

## 5.3 トータルリスクマネジメントシステムの構想図

## AIアシストのトータルマネジメントシステム



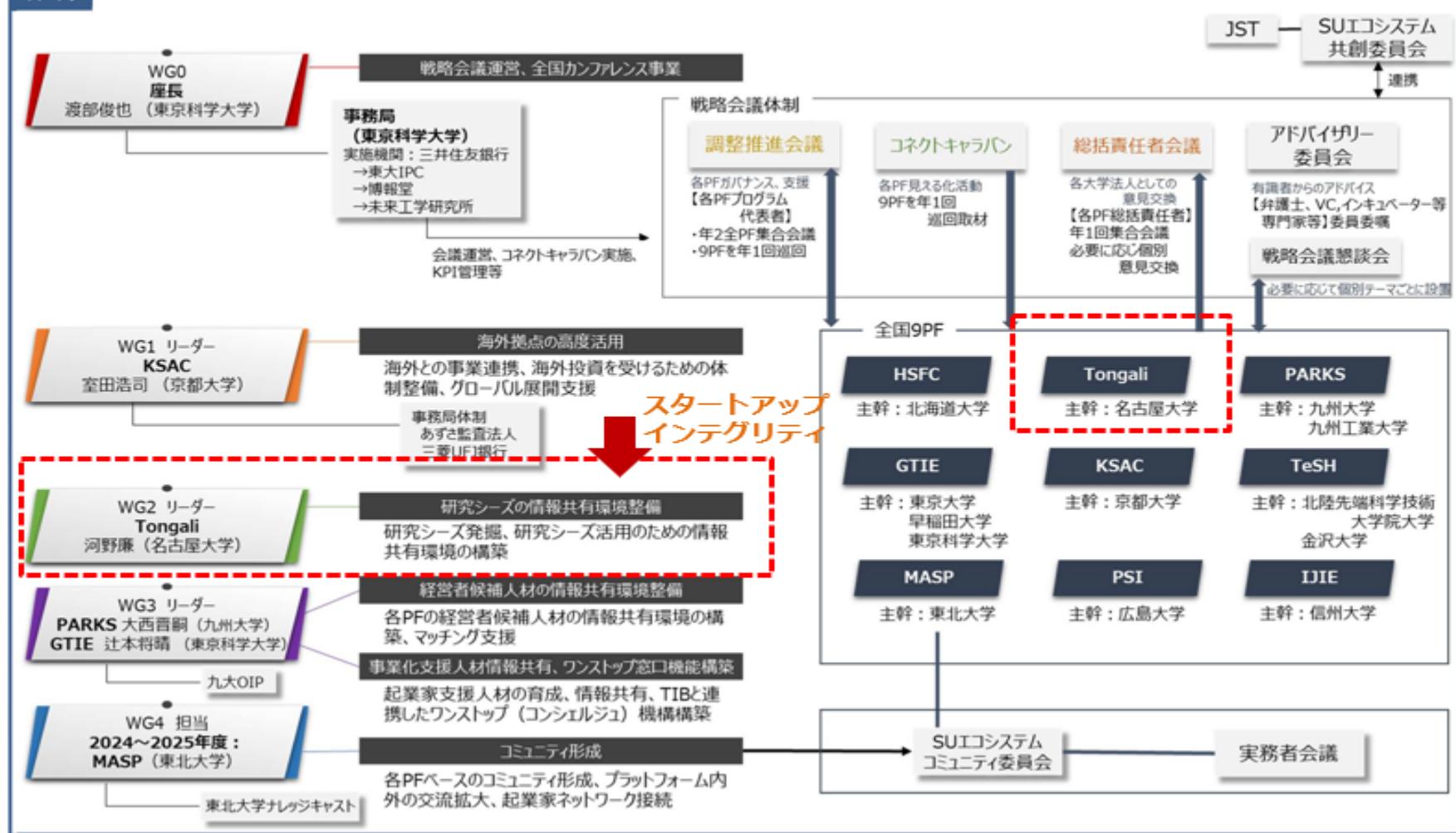
# 6.1 スタートアップ・エコシステム共創プログラム

## 全国ネットワーク構築支援 取り組みの内容について 大学発新産業創出基金事業 スタートアップ・エコシステム共創プログラム

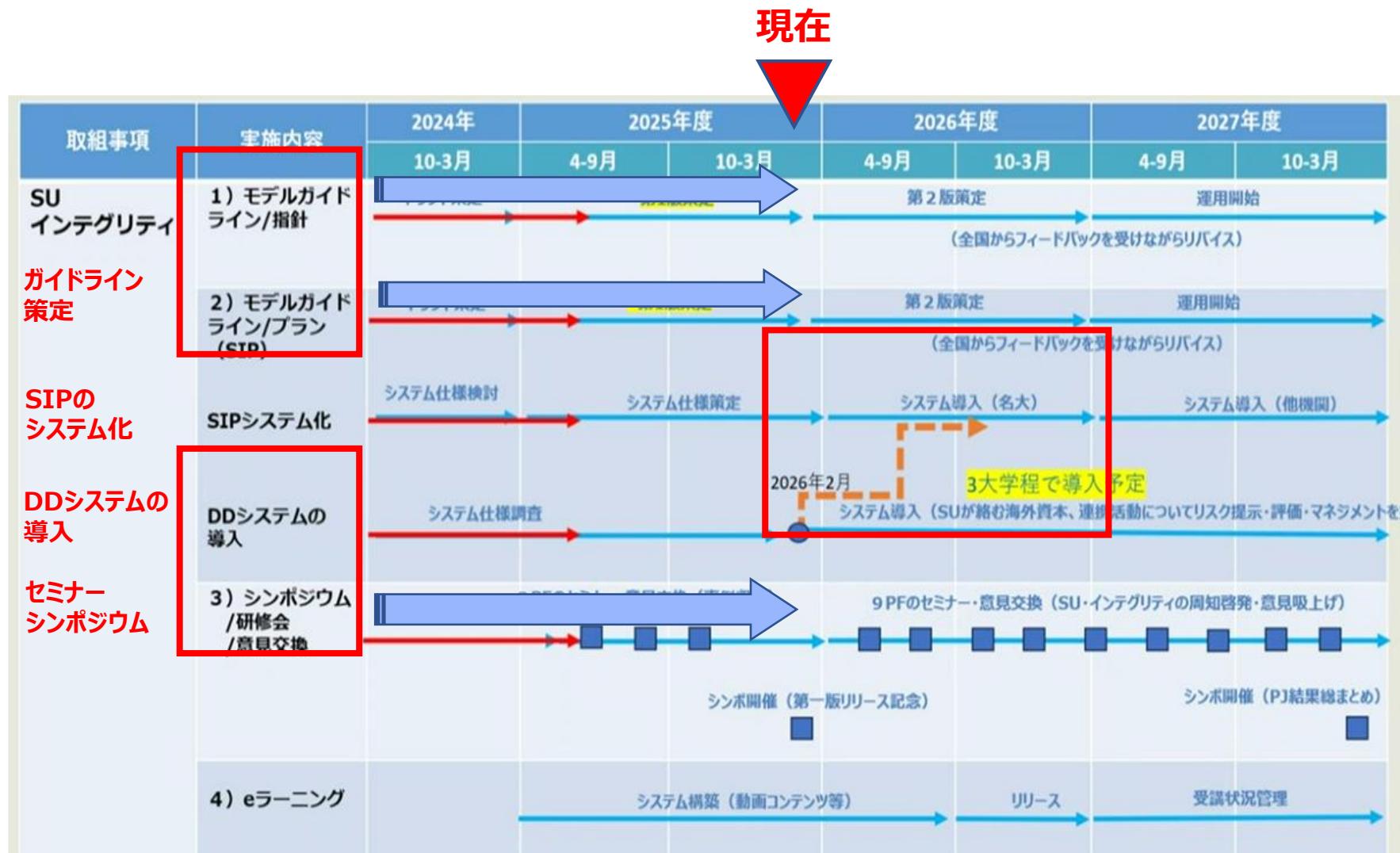
(2025年1月時点)

2024年度開始～2027年度末 終了予定

### 体制



## 6.2 スタートアップ・エコシステム共創プログラム



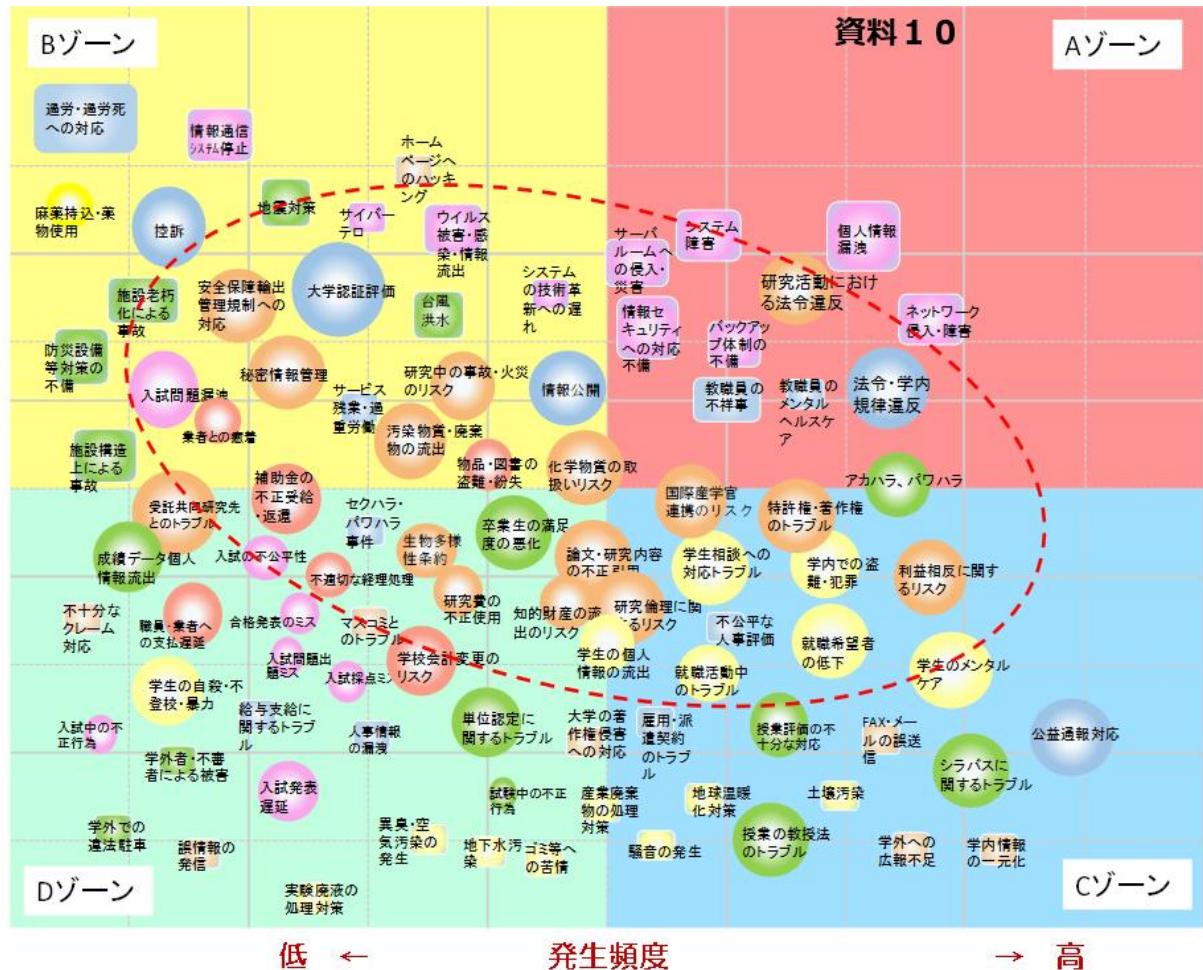
## 6.3 研究インテグリティはどこへ向かうか？ / 将来像

将来像



時代	刺激	関心事	求められるもの
これまで	外部との癒着 不正競争	研究者の 研究倫理 研究不正 研究費不正使用	研究公正
現在	新たな刺激 Foreign Influence	研究者の 研究倫理 研究不正 研究費不正使用 利益相反 技術流出	研究インテグリティ トータルリスマネジメント
将来	新たな刺激 Engagement  組織が社会に対して主体的に深い対話や共創などを通じた強い関与を持つことで、多面的にそれぞれのステークホルダーに対して責任を果たし、相互理解を得、互恵的に協働していくことを言う。	組織としての 研究倫理 研究不正 研究費不正使用 利益相反 技術流出 責任ある互恵関係	組織としての インテグリティ コンプライアンス経営 全てのステークホルダーの エンゲージメントが得られる 互恵関係

# 参考資料 1 大学等のリスクマップ



## リスクマップ

全リスク  
90個

- 法人経営リスク
- 教育分野のリスク
- 学生・留学生のリスク
- 研究分野のリスク
- 入学試験のリスク
- 財務のリスク
- 人事労務のリスク
- 施設設備管理のリスク
- 環境等のリスク
- 広報のリスク
- ITのリスク

**機構**  
**大学**  
**大学**  
**機構**

**大学**

リスク対応の緊急性  
はABCDの順

表示の大きさは重要  
度

- ・研究インテグリティに関連するリスクは、主として赤の破線で囲まれる領域である。
- ・機構は経営・財務、大学は教育、研究、社会実装に係る部分が対象となる。